

平成19年8月16日

江波広電車庫前駐輪場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、8月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

下記 略

広島市告示（中区）第181号

平成19年8月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第182号

平成19年8月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第183号

平成19年8月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第184号

平成19年8月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第185号

平成19年8月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第186号

平成19年8月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（東区）第120号

平成19年8月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（東区）第121号

平成19年8月2日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、東区役所市民部保険年金課区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

1 解除を受けた区分任出納員

東区役所市民部保険年金課

嘱託員 田村 剛

2 解除させた事務

(1) 国民健康保険料及び介護保険料並びにこれらに係る延滞金の収納

(2) 国民健康保険療養給付費及び療養費の誤払過渡返還金及び納付金並びにこれらに係る延滞金の収納

3 解除年月日

平成19年7月31日

~~~~~  
広島市告示（東区）第122号

平成19年8月2日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、東区役所市民部保険年金課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋葉 忠 利

## 1 委任を受けた区分任出納員

東区役所市民部保険年金課

嘱託員 柁木 栄治

## 2 委任させた事務

- (1) 国民健康保険料及び介護保険料並びにこれらに係る延滞金の収納
- (2) 国民健康保険療養給付費及び療養費の誤払過渡返還金及び納付金並びにこれらに係る延滞金の収納

## 3 委任年月日

平成19年8月1日

~~~~~  
広島市告示（東区）第123号

平成19年8月9日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年12月21日条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第124号

平成19年8月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第125号

平成19年8月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第126号

平成19年8月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第127号

平成19年8月23日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第128号

平成19年8月23日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年12月21日条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第129号

平成19年8月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（東区）第130号

平成19年8月28日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成19年8月28日から同年9月11日まで、広島市東区建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋葉 忠 利

| 区 分 | 路 線 名 等             | 所 在 (起点及び終点)                             |
|-----|---------------------|------------------------------------------|
| 水 路 | K3-B-195-<br>4-4号水路 | 広島市東区戸坂大上一丁目<br>1728番1地先から<br>1728番1地先まで |

広島市告示(東区)第131号

平成19年8月29日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示(東区)第132号

平成19年8月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示(南区)第128号

平成19年8月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示(南区)第129号

平成19年8月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示(南区)第130号

平成19年8月13日

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例(昭和54年12月21日条例第65号)第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示(南区)第131号

平成19年8月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示(南区)第132号

平成19年8月14日

旭町駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、8月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、1か月間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

広島市告示(南区)第133号

平成19年8月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示(南区)第134号

平成19年8月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示(南区)第135号

平成19年8月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示(南区)第136号

平成19年8月23日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成19年8月23日から同年9月6日まで南区建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 道路の種類 | 路線名      | 変更区間                | 旧新別 | 敷地の幅員         | 敷地の延長          |
|-------|----------|---------------------|-----|---------------|----------------|
| 市道    | 南4区556号線 | 南区皆実町二丁目224番地10地先から | 旧   | メートル<br>11.10 | メートル<br>237.80 |
|       |          |                     |     | 14.90         |                |
|       |          | 南区皆実町二丁目224番地7地先まで  | 新   | メートル<br>13.60 | メートル<br>237.80 |
|       |          |                     |     | 15.90         |                |

広島市告示（南区）第137号

平成19年8月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第138号

平成19年8月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第139号

平成19年8月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第140号

平成19年8月28日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年12月21日条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（南区）第141号

平成19年8月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（南区）第142号

平成19年8月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（西区）第123号

平成19年8月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（西区）第124号

平成19年8月2日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、8月1日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

別紙 略

広島市告示（西区）第125号

平成19年8月3日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年12月21日条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（西区）第 126 号

平成 19 年 8 月 7 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（西区）第 127 号

平成 19 年 8 月 10 日

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同法第 4 項の規定に基づき次の通り告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 道路の種類 | 路線名            | 区 間                                                       |
|-------|----------------|-----------------------------------------------------------|
| 市 道   | 西 1 区<br>駅前観音線 | 広島市西区中広町三丁目 16 番 6 号地先から<br>広島市西区中広町二丁目 21 番 9 号地先まで（上下線） |

広島市告示（西区）第 128 号

平成 19 年 8 月 13 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 7 条第 2 項及び第 4 項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和 54 年 12 月 21 日条例第 65 号）第 17 条の 2 の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（西区）第 129 号

平成 19 年 8 月 13 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（西区）第 130 号

平成 19 年 8 月 13 日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、8 月 10 日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

別紙 略

広島市告示（西区）第 131 号

平成 19 年 8 月 20 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成 19 年 8 月 20 日から同年 9 月 3 日まで、広島市西区役所建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 区 分 | 新旧別 | 路線名等             | 所在（起点及び終点）                      |
|-----|-----|------------------|---------------------------------|
| 里 道 | 旧   | 西 4 区<br>302 号里道 | 鈴が峰町 20 番 5 地先から<br>20 番 5 地先まで |
|     | 新   | 西 4 区<br>302 号里道 | 鈴が峰町 20 番 5 地先から<br>20 番 5 地先まで |

広島市告示（西区）第 132 号

平成 19 年 8 月 20 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示（西区）第 133 号

平成 19 年 8 月 20 日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、8 月 17 日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

別紙 略

広島市告示（西区）第 134 号

平成 19 年 8 月 20 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第 12 条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 広島市告示(西区)第135号

平成19年8月24日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規程による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係書類は、広島市西区建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋葉忠利

記

1 番号 第2号

2 年月日 平成19年8月24日

3 道路の位置(地名、地番)

広島市西区南観音町1番15の一部、1番16の一部

4 幅員及び延長

幅員 4.16メートル～5.55メートル

延長 30.9メートル

## 広島市告示(西区)第136号

平成19年8月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

## 広島市告示(西区)第137号

平成19年8月27日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、8月26日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

別紙 略

## 広島市告示(安佐南区)第125号

平成19年8月7日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を下記のとおりに指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 秋葉忠利

1 指定番号 第12号

2 指定年月日 平成19年8月7日

3 道路の位置

広島市安佐南区西原六丁目843番1の一部、843番1の地先水路

## 4 幅員及び延長

幅員 4.50m

延長 42.45m

## 広島市告示(安佐南区)第126号

平成19年8月8日

広島市駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、8月2日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉忠利

別紙 略

次のとおり 略

## 広島市告示(安佐南区)第127号

平成19年8月13日

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例(昭和54年広島市条例第65号)第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

## 広島市告示(安佐南区)第128号

平成19年8月16日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を下記のとおりに指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 秋葉忠利

1 指定番号 第13号

2 指定年月日 平成19年8月16日

3 道路の位置 広島市安佐南区西原一丁目2002番2の一部

4 幅員及び延長 幅員 4.13m

延長 33.80m

## 広島市告示(安佐南区)第129号

平成19年8月20日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を下記のとおりに指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 秋葉忠利